

資料 2

平成 20 年度食品安全委員会運営計画（素案）

平成 20 年 2 月

目 次

第 1 平成 20 年度における委員会の運営の重点事項 · · · · ·	1
第 2 委員会の運営全般 · · · · ·	2
1 会議の開催	
① 委員会会合の開催	
② 企画専門調査会の開催	
③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④ 緊急時対応専門調査会の開催	
⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
2 平成 19 年度食品安全委員会運営状況報告書 及び平成 21 年度食品安全委員会運営計画の作成	
① 平成 19 年度食品安全委員会運営状況報告書の作成 (平成 20 年 5 ~ 6 月ごろ)	
② 平成 21 年度食品安全委員会運営計画の作成 (平成 21 年 1 ~ 3 月ごろ)	
第 3 食品健康影響評価の実施 · · · · ·	3
1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施	
2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定	
3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施	
4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査	
5 食品健康影響評価技術研究の推進	
第 4 リスクコミュニケーションの促進 · · · · ·	6
1 意見交換会の開催	
2 リスクコミュニケーション推進事業の実施	
3 全国食品安全連絡会議の開催	
4 食品安全モニターの活動	
5 情報の提供・相談等の実施	
6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整	
7 食育の推進への貢献	
第 5 緊急の事態への対処 · · · · ·	8
1 緊急時対応訓練の実施	
2 緊急事態への対処体制の整備	
第 6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用 · · · · ·	8
1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
2 国際協調の推進	
第 7 食品の安全性の確保に関する調査 · · · · ·	9

第1 平成20年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。
- 2 委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えることから、これまでの委員会の活動全般について点検を行い、各事業において必要な見直しや改善等を進めるとともに、国内外の食品安全に関わる関係者との交流を深め、広く国民に委員会の取組等について周知を図ることなどを目的に9月を目途に5周年記念行事を行う。
- 3 平成20年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。
 - ・ ポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。
 - ・ 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。
 - ・ リスクコミュニケーションについては、より一層の参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター育成講座」の充実を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
 - ・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。特に、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を推進するとともに、ホームページの改善を進める。
 - ・ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、平成21年度からの次期食品安全総合

情報システムの構築に向けて準備を進める。また、緊急事態等を想定した訓練の実施により、緊急事態等への対処体制を強化する。

- ・ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（E F S A）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

第2 委員会の運営全般

1 会議の開催

① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日 14 時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

② 企画専門調査会の開催

委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするために、四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成 19 年度食品安全委員会運営計画（平成 19 年 3 月 29 日委員会決定）のフォローアップ、平成 19 年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成 20 年 5 ～ 6 月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年 8 ～ 11 月ごろ）
- ・ 平成 20 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年 10 ～ 11 月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成 21 年度食品安全委員会運営計画の審議（平成 21 年 1 ～ 2 月ごろ）

③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね 1 ～ 2 ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成 18 年 11 月 16 日委員会決定）において今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえ、リスクコミュニケーションの着実な推進と新たな展開に関する調査審議
- ・ 平成 19 年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成 20 年 4 ～ 5 月ごろ）

④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、隨時、各専門調査会を開催する。

専門調査会においては、その下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、効率的な調査審議を行う。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うほか、新たな評価課題に対しては機動的にワーキンググループを設置し、迅速で的確な対応を行う。

2 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成21年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成20年5～6月ごろ）

平成19年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成21年度食品安全委員会運営計画の作成（平成21年1～3月ごろ）

平成21年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。

第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう努めるとともに、提出された資料について精査・検討等を行って、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。なお、平成20年度においては以下に留意して調査審議を進めることとする。

① 平成19年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報

が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成20年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

- ② 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定に係る食品健康影響評価については、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うとともに、関係する専門調査会で十分な連携を図り、食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。
- ③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に関する調査審議の透明性の確保及び円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たっては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用する。

3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対しての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定は、委員会が整理した情報について必要に応じて専門委員の意見を聴取の上、企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会において行う。ただし、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応する。

なお、委員会自ら食品健康影響評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、国民への情報提供や情報収集の継続を行うなど適切な措置を講じる。

② 自ら食品健康影響評価の実施

平成16年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、鶏肉を中心とする

る畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリから優先的に微生物・ウイルス専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、引き続き、プリオン専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、意見交換会等の結果も踏まえ、委員会が自ら食品健康影響評価を行うかを決定する。

4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成20年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、平成20年9月ごろ及び平成21年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

- ① 食品健康影響評価技術研究の研究課題については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。
- ② 平成19年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施するとともに、得られた研究成果については、研究成果報告会の開催等により研究成果の普及に努める。
- ③ 平成20年度に実施中の研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。
- ④ 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

第4 リスクコミュニケーションの促進

リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、より一層の参加型の運営を目指す。

1 意見交換会の開催

意見交換会については、参加者の理解度をより一層高めることができるよう工夫を行い、効果的効率的な実施に努める。

具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、テーマごとに適した対象者、開催方法（地方公共団体との連携等）、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて改善を図る。

- ・ リスク評価のうち、国民の関心の高いもの
- ・ リスク管理措置が採られているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の要望があるもの
- ・ リスク分析の考え方

また、委員会が自ら行う食品健康影響評価の候補選定に当って実施する意見交換会の効果的な開催のあり方について検討する。

2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。

- ① 「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター育成講座」について、計画的な実施に努めるとともに、内容の充実を図る。
- ② 平成20年度から新たに開始する「科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタークリター）の育成事業」の実施方法等について十分に検討を行い、効果的な事業実施に努める。
- ③ 「指導者育成講座」等の受講者が地域におけるリスクコミュニケーションにおいて実践的活動を行うモデルについて検討する。
- ④ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材を製作し、その活用の促進にも努める。

3 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、主としてこれまで5年間の委員会のリスクコミュニケーション活動について総括するとともに、地方公共団体における先駆的な取組等について意見交換を行い、今後の食品安全行政及びリスクコミュニケーション活動に活用する。

4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成20年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニターアクション会議を開催する。

その他、食品安全モニターに「地域の指導者育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。

5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行う。特に、ホームページについては、内容の充実及び操作性の向上を図る。

また、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する知識の共有化に努める。併せて、プレスリリースのメール配信等によりマスメディア関係者とのネットワーク構築を図るとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者から相談や問合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

7 食育の推進への貢献

平成17年7月に施行された食育基本法に基づき、食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関する情報の提供及び意見交換の促進を通じて、食品の安全性に関する国民の知識と理解の増進を図る。

特に子どもを対象としたリスクコミュニケーションを通じ、子どもに対する食の安全についての啓発を引き続き行っていく。

第5 緊急の事態への対処

1 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。なお、リスク管理機関との合同訓練を実施することにより、連携を強化する。

2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等（以下「要綱等」という。）における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見直しを行う。

また、緊急時対応専門調査会において、より早期の段階において的確に対処するための方策や情報の収集、分析及び提供のあり方等について検討を進め、必要に応じ要綱等を見直し、緊急時対応体制の強化・整備を行う。

第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

委員会において国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」（以下「システム」という。）を活用して、リスク管理機関等との情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関する情報等の保護に十分配慮して適切かつわかりやすく国民に提供する。

このため、システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更

新、保守管理等を実施し、最新かつ正確な食品安全情報について関係省庁との情報の共有化を推進するとともに、委員会が自ら行う食品健康影響評価やファクトシート作成の効率的な実施等のため、情報の整理及び分析を行う。

また、平成21年度からの次期システムの構築に向けて準備を進める。

2 国際協調の推進

コーデックス委員会（Codex）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、E F S A等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。

第7 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等の事務を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成20年度に実施する課題を6月ごろまでに選定する。

なお、当該調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要が生じた場合には、隨時、調査課題を選定する。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、システムにより公開する。